オレンジ通信

http://bkan-hokuriku.info/

全国Ｂ型肝炎訴訟北陸原告団・弁護団
〒920-0931 石川県金沢市兼六元町 9-40
金沢合同法律事務所
発行日：2015年10月30日　第４号

連絡先　富山 076-423-2466 富山中央法律事務所／金沢 076-221-4111 金沢合同法律事務所／福井 0776-30-1371 泉法律事務所

９月２５日　参議院が私たちの請願を採択しました！！

通常国会最終盤の９月２５日、私たち３団体（全国Ｂ型肝炎訴訟原告団・弁護団、日本肝臓病患者団体協議会、薬害肝炎全国原告団・弁護団）が昨年に引き続き取り組んだ【肝硬変・肝がん患者への医療費助成実現を求める請願署名】が参議院本会議において全会一致で採択されました。

今年は、昨年を上回る３００名にも迫る多数の先生方が紹介議員になって下さいました。衆議院・参議院の厚労委員の先生方も多く含まれています。

また、今年６月に設立された肝炎議連が会合を重ねる中で、私たち患者の要望をしっかりと受け止めて下さっていることが、今回の請願採択に至る大きな要因となっています。

各地で署名を集めて下さったみなさま、地元やお知り合いの議員の先生に紹介議員のお願をして下さったみなさま、本当にお疲れ様でした。この大きな成果を武器に、肝硬変・肝がん医療費助成の実現へ向けて、いっそう力を合わせていきましょう！

全国原告団代表　田中代表からのレポート

本日（９月２５日）、日肝協の赤塚共同代表と米澤事務局長、弁護団の小沢先生、横山先生、原告団の岡田代表代行（東京代表）と田中で参議院の厚労委員会と本会議を傍聴し、採択をこの目で確認しました。

厚労委員会は１０時開始で、１０時５分で終了。丸川珠代議員（議長、自民党）から。内閣に送付を要するもののなかで、第９８３号「全てのウイスル性肝硬変・肝がん患者の療養支援とウイスル検診の推進に関する請願」と読み上げられました。なお、他にも６件の請願がされました。保留は６０件です。

採択前には、傍聴席にいた私たちのもとに、ご尽力いただいた先生方が与野党を問わず来られ、激励のお言葉をかけていただきたり、握手をして頂きました。私たちも心から感謝を伝えました。

請願「肝硬変・肝がん患者等の療養支援の推進」は、過去、第１７７回国会（平成２３年）で衆・参両議院で採択されています。今国会でも、衆議院では保留でしたが、参議院で「すべてのウイルス性肝硬変・肝がん患者に関わる医療費の助成制度創設を早急に検討し進めること」、「肝炎ウイルス未受検者へのいっそうの受検推進及び検査陽性者を治療に結びつけるより効果的な取り組みを図ること」が採択されたことは、大きな前進です。

みなさまの署名や地方議会での採択、国会・地方議員への働きかけ等が、実になりました。今日はみなさまと祝福をし、さらに大きな果実となるように明日からも頑張りましょう

請願採択までの道のり

参議院での請願採択までには、長い道のりがありました。

昨年から行っていた請願署名活動や地方議会での意見書採択、国会議員への働きかけ等、私たちの粘り強い運動がまさに実を結びました。

その長い道のりの全てをご紹介することは出来ませんが、請願採択に至るまでの取り組みを少し、ご紹介します。

まず、今年も、みなさまに請願署名活動にご協力いただき、合計で役１０万筆の署名をいただくことができました。この活動に平行して、原告団や弁護団で手分けして永田町まで出向いたりして国会議員への働きかけを行いました。

5.21 院内集会であいさつする田中全国原告団代表

５月２１日には、請願署名活動の集大成として、請願署名提出の院内集会を開催。渡辺博道衆議院厚生労働委員長や田村憲久元厚生労働大臣をはじめ超党派の国会議員の皆様に多数ご参加いただき、請願署名を手渡しました。

６月１日には、全国各地で開催していた肝炎サポート大集会の集大成として、東京国際フォーラムで肝炎サポート大集会を開催。国会議員や全国各地の原告等約１２００人が集まり請願採択に向けて一丸となりました。

このような地道な活動が実を結び、６月末にはついに「肝炎対策推進議員連盟」が設立され、まさに国会議員のみなさんが一丸となって私たちとともに活動を行っていただけることとなりました。そして、国会への請願署名提出のために必要な紹介議員数は２９０名を超え、ついに、参議院において、念願の請願採択となったのです。

障害者認定基準の緩和も含め、私たちの地道な活動は、着実に成果を上げています。今後も、原告団・弁護団一丸となってさらなる肝炎対策の推進に向けて活動を行っていきましょう！　【弁護士西山貞義】

厚生労働大臣と協議を行いました！

平成２７年８月３日、厚生労働省に全国から原告・弁護士１１３名が集まり、塩崎恭久厚生労働大臣と①肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成、肝炎発症者に対する検査費用の助成及びウイルス検査陽性者の初回精密検査助成に関する議題、②Ｂ型肝炎の創薬事業に関する議題、③教育啓発に関する議題、④真相究明・再発防止に関する議題に関する協議を行ないました。全国各地から集まった原告・弁護士等で傍聴席は満席。北陸からは原告２名、弁護士１名が参加しました。協議では、４名の原告が塩崎大臣に対してそれぞれ患者の実態や想いなどを訴えた上で、①～④の議題に関する対応を国が早期に行うべきであると要求しました。

協議に臨む原告団・弁護団

答弁に立つ塩崎大臣

これに対し、塩崎大臣は、①について、予算や他の疾病との公平性の問題に触れつつも、基本的な姿勢は田村前厚生労働大臣と同様であるとし、肝炎対策推進議員連盟での議論の状況を踏まえ、前向きに取り組むと回答しました。また、②については、平成２８年からは成果が期待できる研究に重点を置き平成３３年まで創薬事業を継続すると明言し、③、④については、指摘を受け止めて、引き続き取り組んでいきたいなどと回答しました。協議後の報告集会では、今回は大きな前進まではなかったが、大臣から積極的な回答を引き出すことができた分野もあり、着実に前進しているとの総括がなされました。【弁護士中村万喜夫】

肝炎対策推進議員連盟総会についてのご報告【東京原告団代表から】

6月30日に「肝炎対策推進議員連盟」が立ち上がり、9月16日、議連第3回総会が開催されました。

まず、はじめに厚労省から来年度概算要求についての報告。その後に患者3団体ヒアリング、質疑応答が行われました。質疑応答で尾辻秀久会長は、日肝協の要望が昨年の要望事項と同じだという点を指摘し、「昨年の要望がそっくりそのまま今年出てくるというのは、何もしなかったということになる」と厚労省に説明を求めました。

厚労省は、それぞれの課題についてそれなりにすすめていると釈明しましたが、日肝協から、特に障害認定基準の見直しについては「具体的な等級基準がどう設定されるかが重要だ」との指摘がありました。尾辻会長は、厚労省に対し、患者の期待に沿ってしっかり作業を進めるようにと強く要望され「そうでないと、この議連が何のためにできたか意味がなくなる。同じことを来年また書かれたらこの議連はいらないということになる」と述べました。

国の姿勢をただす激しいやりとりも

保岡興治顧問：認定基準の見直しについて、患者団体は等級基準を緩和しなければ意味がないと言われているが、該当者を拡げる趣旨で検討しているのは、何のために、どう実現できるかを話してほしい。

患者団体：また、この展開か・・

厚労省：他の障害とのバランスで客観的な議論を行っていただいている。

尾辻会長：私しか言えないことをハッキリ言っておこう！
専門家は、あなた方の顔を見ながら答えを作る。あなた方がどういう顔をするかで答えが違ってくる。しっかりやってちょうだい。それと、重篤になったら助成をやめる理由を教えて！

厚労省：助成は肝炎の方を対象とし、公衆衛生対策上、感染を防ぎウイルスを駆除するために行っている。他のがんに助成制度はなく、また、救済金のなかに医療費も含んでいる。

尾辻会長：重くなって人にうつす能力がなくなったらどうでもいいのか。
うつると困るからうつされないようにだけはしておこうという理屈か。

厚労省：率直に言ってしまうと、それは、そう。

尾辻会長：国の責任というのは一切この制度の裏にはないの？
国の責任があることを認めた上でこの制度を作ったわけでしょ？国の責任が基本にあるなら、重くなったらやめますという理屈は立たない。

厚労省：今の医療費助成制度はあくまでもウイルスの駆除。重くなったらやめるのではなく、駆除を対象としている。

尾辻会長：その説明では納得できない。国の責任が背景にあるのだったら、重くなろうとなるまいと病気が続いている間は責任がある。途中で切ったら理屈に合わない。
前大臣と元大臣たる私がいるから言うが、“国の責任以外の人もいる”というのがどこかにあると思う。しかし、それは言ってはいけない。医学はそうだが政治は違う。助けられるものは助けなければならないよ。（原爆被爆とアスベストを例に挙げ）人を助けるときは8割がそうだったら10割助ける。
厚労省には是非そういう立場に立ってほしい。
これからもしつこく言う。

左から田村前大臣、尾辻会長、保岡顧問

このやり取りからも分かるように、私たちが繰り返し訴えてきた思いを、尾辻会長はご自身の言葉で代弁され、ストレートに厚労省に切り込みました。会場からは何度も拍手があがり、その場にいた私は、厚労行政に携わり多くの人々を救ってきた政治家としての言葉に圧倒され、政治家の真の姿を見たように思いました。人を助けるとはどういうことか、国の姿勢を根本から正す会合になったのではないかと思います。【東京原告団代表岡田京子】

今後の主なスケジュール

【　裁判期日　】

日　時：12 月 10 日(木)午後 1 時半～

次々回期日：2016 年 2 月 22 日(月)午後 1 時半～

場　所：金沢地方裁判所 202 号法廷

集　合：同裁判所 1 階ロビー午後 1 時 10 分

裁判期日後には報告・交流会を開催します

※裁判の様子（原告意見陳述等）は傍聴出来ます。提訴直後、和解時には可能な限りご参加ください。そうでない方も、交流・情報交換の良い機会ですので、ぜひ、お気軽にお越しください。詳細は、担当弁護士または下記メーリングリスト等にお気軽に問い合わせください。

【　その他予定　】

11 月 15 日(日) 恒久対策原弁会議@大阪

9 月 13 日に金沢で開催された恒久対策原弁会議が、次回、大阪で開催されます。大阪の原告団をはじめ、全国の原告団の活動を知り、交流を深めることが出来る機会です。

原告団活動費から旅費・活動慰労金（３０００円）の支給をしますので、旅費等をご負担いただく必要はありません。

是非、奮ってご参加ください！

詳細は、担当弁護士若しくは下記メーリングリスト等にお気軽に問い合わせください。

北陸弁護団ホームページ・メーリングリストのご案内

北陸弁護団では、北陸弁護団ホームページを開設し、随時、北陸原告団・弁護団の活動状況や北陸訴訟の状況等について情報提供を行っています。また、このホームページには、提訴をお考えの方のために、メール相談窓口が設置されています。ぜひ、「B 型肝炎　北陸」で検索して、ホームページをご覧下さい！

また、北陸原告団では、原告専用メーリングリストを開設して、原告同士の情報交換や北陸弁護団からの情報提供等に利用しています。メーリングリストへの登録をご希望の原告の方は、担当弁護士までお問い合わせください。

ホームページ URL　http://bkan-hokuriku.info/

又は「B 型肝炎　北陸」で検索してください

※容量の大きなデータがメーリングリストに流れる場合がありますので、携帯電話で受信される場合はご注意下さい。

【北陸原告団川上代表より】世話人さん大募集

現在、北陸三県に数名の世話人さんがいらっしゃいます。しかし、実際に活動をして頂けている方は仕事をされていたり、病状が重い方です。多くの世話人さんで分担をして、活動を行いたいと思っておりますが、人数が足りません。是非、多くの方に活動にご協力を頂きたいと願っております。

現在の役員・世話人さんは、出来る範囲で負担を分かち合いながら、全国各地の活動や会議に出席して頂いています。活動等をしていく中で、弁護士さんともより親交が深まり、ますます原告団・弁護団の団結力が高まっていっていると実感しています。

役員・世話人会議は約２か月に１回。和気あいあいとやっていますので、ぜひ、一度、会議の様子をのぞきに来て下さい。大歓迎です。皆様のお力をお借りして、北陸の活動を活発にしたいです！【北陸原告団代表川上ゆきえ】

＊興味のある方はメーリングリストまたは担当弁護士までご連絡をお願い致します。尚、活動については、交通費全額支給、活動慰労金も支給させて頂きます。

■Ｂ型肝炎訴訟の提訴者数・和解者数

（2015（平成 27）年 10 月 8 現在）

【全国】提訴者数 17,232 人（被害者数 15,823 人）

和解者数 12,520 人（被害者数 11,345 人）

【北陸】提訴者数 405 名（被害者数 361 名）

和解者数 311 名（被害者数 272 名）